

平成29年（行ケ）第30号 選挙無効請求事件

（平成30年1月30日午後4時00分 判決言渡）

判 決 要 旨

1 当事者

原告ら 1都10県の109の小選挙区ごとに選挙人各1名
(合計109名)

被告ら 東京都選挙管理委員会ほか10名

2 裁判体

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 阿 部 潤

裁判官 岡 野 典 章

裁判官 篠 田 賢 治

3 事案の概要

平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙（本件選挙）について、各選挙区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙（小選挙区選挙）の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

4 主文

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

5 判決理由の骨子

- (1) 憲法は、投票価値の平等を要求しているが、これは選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が

認められている。国会が選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという憲法上の要請に反するため、国会の裁量権を考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるものと解すべきである。

- (2) 最大較差が1対2.129倍であった前回選挙の選挙区割りについて憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったものといわざるを得ない旨を判示した平成27年最高裁大法廷判決の後、これまでの最高裁大法廷判決及び選挙制度調査会の答申を受けて、各都道府県の区域内の選挙区の数平成32年以降行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により配分した上で各選挙区間の最大較差（日本国民の人口）が2倍以上にならないようにすることや各都道府県の選挙区数の0増6減等を内容とする平成28年改正法（平成28年法律第49号）が制定され、さらに、衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を受けて、上記0増6減を前提に選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とする平成29年改正法（平成29年法律第58号）が成立した。

これらの改正により、本件選挙制度の施行以来継続して2倍を超えていた選挙区間の選挙人数の最大較差は初めて2倍を下回り、1.979倍にまで縮小するに至ったものであり、累次の各最高裁判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる上、本件選挙区割りによれば、平成32年見込人口においても最大較差が2倍未満となっているほか、平成28年改正後の区画審設置法が、平成32年以降においても、大規模国勢調査の結果に基づき、各選挙区間の最大

較差が2倍以上にならないようにすること、平成37年以降の簡易国勢調査の結果に基づく最大較差が2倍以上になったときは較差是正のために選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うこと等を定めており、さらに、平成28年改正法附則が選挙制度の在り方について不断の見直しが行われるものとすることを定めている。これらの規定により、平成32年以降、アダムズ方式により各都道府県の区域内の選挙区の数配分し、かつ、選挙区間の最大較差が2倍未満となることが見込まれるのであって、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方策と立法府の決意が示されるとともに、再び2倍を大きく超える較差を生じさせこれが恒常化することのないよう配慮され、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。

平成28年改正後の区画審設置法3条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されるから、本件選挙当時、本件選挙区割りの下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件選挙区割りが憲法に違反するに至っていたということとはできない。

原告らの請求は理由がない。

以上